

装プ航第3279号
令和6年2月29日
一部改正 装プ航第5785号
令和6年3月29日
一部改正 装プ空第9108号
令和7年5月12日

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

防衛装備庁長官
(公印省略)

耐空性の維持の要件について（通知）

標記について、航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号）第30条第1項の規定に基づき、別冊のとおり定め、令和6年3月1日から施行することとしたので通知する。

添付書類：別冊

配布区分：長官官房各装備官、長官官房各装備開発官、プロジェクト管理部長
、技術戦略部長、調達管理部長、調達事業部長、施設等機関の長

写送付先：防衛大学校長

別冊

JMAR M
耐空性の維持の要件

令和 7 年 5 月 1 2 日
(第 3 版)

JMAR M 改正履歴

版数	年月日	内容
初版	令和 6 年 2 月 2 9 日 (令和 6 年 3 月 1 日施行)	・新規制定 ・EMAR M edition 1.0 を参考に作成した。
第 2 版	令和 6 年 3 月 2 9 日 (令和 6 年 4 月 1 日施行)	・防衛装備庁の内部組織の改編に伴い改正した。
第 3 版	令和 7 年 5 月 1 2 日 (令和 7 年 5 月 1 2 日施行)	・EMAR Mの件名（CONTINUING A IRWORTHINESS REQUIREMENTS）を踏まえ、件名を改正した。 ・誤記訂正その他の軽微な修正をした。

目次

趣旨

用語等

雑則

サブパートA 全般

M. A. 101 適用範囲

サブパートB 説明責任

M. A. 201 責任

M. A. 202 事象発生報告

サブパートC 耐空性の維持

M. A. 301 耐空性を維持するための業務

M. A. 302 航空機整備プログラム

M. A. 303 耐空性を改善するための指示

M. A. 304 改造及び修理のための資料

M. A. 305 航空機の耐空性の維持の記録システム

M. A. 306 航空機の技術記録

M. A. 307 航空機の耐空性の維持の記録の移管

サブパートD 整備標準（不適用）

サブパートE 構成品（不適用）

サブパートF 整備組織（不適用）

サブパートG 耐空性維持管理組織（CAMO）

M. A. 701 適用範囲

M. A. 702 申請

M. A. 703 承認の範囲

M. A. 704 耐空性維持管理組織解説（CAME）

M. A. 705 施設

M. A. 706 人員の要件

M. A. 707 耐空性検査員

M. A. 708 耐空性の維持の管理

M. A. 709 文書

M. A. 710 耐空性検査

M. A. 711 耐空性維持管理組織の特権

M. A. 712 品質管理システム

M. A. 713 耐空性維持管理組織の変更

M. A. 714 記録の保存

M. A. 715 承認の継続的な有効性

M. A. 716 当局による耐空性維持管理組織に関する指摘事項

サブパートH 整備作業完了証明（CRS）（不適用）

サブパートI 耐空性検査証明書（MARC）

M. A. 901 航空機の耐空性検査

M. A. 902 耐空性検査証明書の有効性

M. A. 903 （不適用）

M. A. 904 （不適用）

M. A. 905 当局による耐空性検査の指摘事項

附属書1 耐空性の維持の取決め

附属書2 使用可能保証書（JMAR様式1）

- 附属書3 耐空性検査証明書（JMAR様式15a及びJMAR様式15b）
- 附属書4 承認整備組織の種類及び限定（不適用）
- 附属書5 整備組織の承認（サブパートF参照）（不適用）
- 附属書6 耐空性維持管理組織の承認（サブパートG参照）
- 附属書7 複雑な整備作業（不適用）
- 附属書8 航空機保有者である操縦者による限定的な整備（不適用）

趣旨

このJMAR Mは、航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号。以下「訓令」という。）を実施するため、航空機を運用する組織が実施すべき要件及び耐空性維持管理組織の要件について、欧州防衛庁（European Defence Agency）のMilitary Airworthiness Authorities Forumが承認したEuropean Military Airworthiness Requirement M（以下「EMAR M」という。）を踏まえて制定したものである。

用語等

- (a) 「耐空性維持管理組織」（Continuing Airworthiness Management Organisation (CAMO)）（訓令第30条第1項に規定する耐空性維持管理組織をいう。以下同じ。）には、自衛隊及び契約相手方等の組織を含む。
- (b) 「当局」とは、防衛大臣をいう。
- (c) 「運用組織」とは、航空機を運用する組織をいう。
- (d) 「－」は、EMAR Mに規定があるものの、JMAR Mの規定としては採用しないことを意味する。
- (e) 「不適用」は、EMAR Mに「NOT APPLICABLE」と記載されているものに対応する。
- (f) このJMAR Mにおいて、項目を細分する場合は、次の順序の例により見出し符号を付ける。

サブパートA M. A. 101 (a) 1. (i)

- (g) JMAR Mにおいて使用する用語は、(a)から(c)までに掲げるもののほか、訓令及び航空機の安全性の確保に関する訓令の運用について（装プ航第3275号。令和6年2月29日）において使用する用語の例による。

雑則

- (a) このJMAR Mの実施に関し必要な事項は、防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（航空担当）が別に定める。
- (b) 訓令の実施に関し、このJMAR Mにより難しい場合には、長官が適当と認める方法によることができる。
- (c) このJMAR Mに関し疑義が生じた場合、防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（航空担当）付耐空性監査室に照会するものとする。この際、EMAR Mを参照した上で、照会すること。

サブパートA 全般

M. A. 101 適用範囲

JMAR Mは、耐空性を維持するためにとるべき措置及び耐空性を維持するための管理に関わる組織が満たすべき要件を定める。

その他手続の細部事項は、欧州防衛庁が承認したEMAR M AMC (Acceptable Means of Compliance) & GM (Guidance Material) を参考にすること。

幕僚長等は、JMAR. M. A. 201の(k)に従って航空機の耐空性の維持の管理について契約を締結するときは、サブパートGに定める耐空性維持管理組織に関する事項について、当該耐空性維持管理組織が適切に履行することができるように契約により担保しなければならない。

サブパートB 説明責任

M. A. 201 責任

- (a) 運用組織は、航空機の耐空性を維持する説明責任を有し、次の条件を全て満たさない限り、いかなる航空機も航空の用に供しないことを保証しなければならない。
1. 航空機が耐空性を有する状態に整備されていること。
 2. 全ての運用及び緊急事態に係る搭載器材が、航空機に正しく取り付けられ、使用可能な状態にあること又は使用不能である場合には明確に識別されていること。
 3. 自衛隊耐空証明書及びJMAR M. A. 901に定める耐空性検査証明書（Military Airworthiness Review Certificate (MARC)）が引き続き有効であること。
 4. 航空機の整備が、JMAR M. A. 302に定める航空機整備プログラムに従って実施されていること。
- (b) （不適用）
- (c) 整備を実施する全ての組織は、実施した整備作業に対して責任を負わなければならない。
- (d) 運用組織は、飛行前点検の十分な実施に責任を負わなければならない。この点検は、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号。以下「技能証明訓令」という。）第3条に規定する航空従事者技能証明を有する者が実施しなければならないが、必ずしもJMAR145に定める承認整備組織（Approved Maintenance Organisation (AMO)）が実施する必要はない。
- (e) （不適用）
- (f) （不適用）
- (g) 航空機及び構成品の整備は、JMAR145に定める承認整備組織が実施しなければならない。
- (h) 運用組織は、自ら運用する航空機の耐空性を維持する責任を有し、次の全ての条件を満たさなければならない。
1. 運用する航空機の耐空性を維持するための管理を行うため、JMAR MサブパートGに従って、適切に承認されること。
 2. JMAR145に従って整備組織として承認を受けること又は既に承認を受けた整備組織に直接（若しくは耐空性維持管理組織を通じ）整備に関する委託を行うこと。
 3. (a)の規定を満たすこと。
- (i) （不適用）
- (j) 運用組織は、JMAR Mに引き続き適合していることを判断するために当局が行う立入りを受け入れる責任を負う。
- (k) (h)1.にかかわらず、運用組織は、運用する航空機の耐空性を維持するための管理を行うため、JMAR MサブパートGに従い承認を受けた耐空性維持管理組織に航空機の耐空性の維持の管理について委託することができる。この場合において、文書による契約又は取決めがされなければならない、委託を受けた耐空性維持管理組織は、委託された業務を適切に実施する責任を負う。

M. A. 202 事象発生報告

- (a) JMAR M. A. 201に従い説明責任を有する運用組織は、当局及び当局が求める全ての関係者に対し、飛行の安全を損なうものとして特定した航空機又は構成品に係る全ての状態を報告しなければならない。
- (b) 運用組織は、(a)の下で報告されるべき事象の評価（assessment）及び抽出を含め、事象発生報告の収集及び最終評価（evaluation）を可能とするた

めの事象報告制度を確立しなければならない。このための手順には、好ましくない傾向及び発生した欠陥に対処するために運用組織によって取られた是正措置又は今後取られるべき是正措置を特定し、かつ、事象の発生に関する全ての知り得た情報の評価及び必要に応じて当該情報を関係者に通知するための方法を含めなければならない。

(c) 事象発生報告は、事象発生報告書（JMAR様式44）を当局に提出することにより行うとともに、当該報告には、運用組織が把握している状況に関する全ての関連情報を含めなければならない。

(d) （不適用）

(e) 事象発生報告は、報告に係る状況を特定した時から、可能な限り速やかに、いかなる場合においても遅くとも72時間以内に行わなければならない。

サブパートC 耐空性の維持

M. A. 301 耐空性を維持するための業務

(a) 航空機の耐空性の維持は、次により保証されなければならない。

1. 飛行前点検を完了すること。
2. 安全な運用に影響を及ぼす全ての異状及び損傷に関するデータに従い、航空機の型式に適用されるMEL（Minimum Equipment List）及びCDL（Configuration Deviation List）を考慮した上でJMAR M. A. 304に従った調整を行い修復すること。
3. JMAR M. A. 302の承認を受けた航空機整備プログラムに従って、全ての整備を完了すること。
4. JMAR M. A. 302に定める航空機整備プログラムの有効性を分析すること。
5. 次のうち該当するものを完了すること。
 - (i) 耐空性を改善するための指示（Airworthiness Directive）
 - (ii) 耐空性の維持に影響を及ぼす運用に関する指示
 - (iii) 当局が要求する継続耐空性又は耐空性の維持の要件
 - (iv) 安全上の問題への迅速な対応のため当局が要求する措置
6. JMAR M. A. 304に従って改造及び修理を完了すること。
7. 当局によって義務付けられていない改造及び検査について、実施方針を定めること。
8. 必要に応じ、整備の確認のための飛行（maintenance check flight）を実施すること。

(b) 次のいずれかの場合に該当する場合は、航空機を航空の用に供してはならない。

1. 航空機又は航空機に取り付けられた構成品の耐空性の維持がJMAR Mの要件に適合していない場合
2. 航空機が、当局の承認を受けた型式設計に合致していない場合
3. 航空機が、適切な措置が講じられないまま、飛行規程（flight manual）の制限又は自衛隊耐空証明書の運用限界を超えて運用された場合
4. 航空機が、その耐空性に影響を及ぼす事故又はインシデントに関与し、その後、耐空性を回復するための適切な措置が講じられていない場合
5. 改造又は修理が、JMAR M. A. 304に適合していない場合

M. A. 302 航空機整備プログラム

(a) 各航空機の整備は、航空機整備プログラムに従い実施されなければならない。

(b) JMAR M. A. 302に従って航空機整備プログラムの作成及び改訂に責任を有す

る組織は、航空機整備プログラムを当局に送付する責任を有する。航空機整備プログラム及びその後の全ての改訂は、当局の承認を受けなければならない。

(c) (不適用)

(d) 航空機整備プログラムは、次の要件と適合しなければならない。

1. 当局が発行する指示書
2. 当局の承認を受けた組織が発行した耐空性を維持するための指示書 (Instructions for Continuing Airworthiness)
3. 耐空性維持管理組織によって提案され、(b)に従って承認を受けた追加又は代替の指示 ((e)の安全に関する作業 (safety related task) を除き、耐空性を維持するための指示書に基づく実施間隔を超えて作業の実施間隔を延長することができる。これらの指示については、(g)に従い十分に見直しを行い、(b)に従い当局による承認を受けなければならない。)

(e) 航空機整備プログラムには、航空機の型式及び運用の特性に関連する特定の作業を含め、実施される全ての実施すべき整備について、実施間隔を含む詳細を含めなければならない。

(f) 当局が別に定める場合を除き、航空機整備プログラムには、信頼性管理プログラム (reliability programme) を含めなければならない。

(g) 航空機整備プログラムは、定期的に見直し、必要に応じて改訂されなければならない。これらの見直しは、自衛隊型式証明及び自衛隊追加型式証明の保有者が発行する整備指示及びその改訂又はJMAR21に従って同様の指示を発行するその他の組織が発行する整備指示及びその改訂を考慮するとともに、運用実績及び当局の指示を踏まえ、航空機整備プログラムが有効であり続けることを保証するものでなければならない。

M. A. 303 耐空性を改善するための指示

全ての該当する耐空性を改善するための指示は、当局が別に定める場合を除き、当該指示の要件の範囲内で実施されなければならない。

M. A. 304 改造及び修理のための資料

次のいずれかに該当する資料を使用して、損傷が評価されるとともに、改造及び修理が実施されなければならない。

- (a) 当局の承認を受けた資料
- (b) JMAR 21の設計組織の承認を受けた資料
- (c) (不適用)
- (d) 設計組織が作成し、当局が受け入れた資料

M. A. 305 航空機の耐空性の維持の記録システム

(a) 全ての整備について、その完了後、JMAR145. A. 50が要求する整備作業完了証明は、航空機の耐空性の維持の記録システムに入力されなければならない。当該入力は、可能な限り速やかに、遅くとも整備処置を実施した日の翌日から起算して30日以内になされなければならない。

(b) 航空機の耐空性の維持の記録は、航空機、発動機、プロペラ及び全ての運用寿命 (service life limited) が定められた構成品のうち該当するものを対象とし、JMAR M. A. 306に定める航空機の技術記録 (aircraft technical log) を含めなければならない。

(c) 航空機の耐空性の維持の記録には、航空機の型式、機番及び日付のほか、総飛行時間、飛行回数及び着陸回数その他の当局が要求する全ての耐空性に

関する情報のうち該当するものを含めなければならない。

(d) 航空機の耐空性の維持の記録には、少なくとも次の最新の情報を含めなければならない。

1. 耐空性を改善するための指示及び安全上の問題への迅速な対応のため当局が要求する措置の状況
2. 改造及び修理の状況
3. 航空機整備プログラムへの適合の状況
4. 運用寿命が定められた構成品の状況
5. 重量及び重心位置に関する報告
6. 持ち越しの整備の一覧
7. 必要に応じ、対称性検査結果報告 (symmetry check report)

(e) 航空機の耐空性の維持の記録には、使用可能保証書 (JMAR様式1) 又はこれと同等の証明書のほか、全ての搭載されている構成品 (発動機、プロペラ、発動機モジュール又は運用寿命が定められた構成品) に関連する次の情報を含めなければならない。

1. 構成品を特定するための情報
2. 航空機、発動機、プロペラ、発動機モジュール及び運用寿命が定められた構成品の型式、製造番号 (serial number) 及び登録 (registration) のうち該当するもののほか、当該構成品のその取付け及び取外しの状況
3. 日付のほか、構成品の総飛行時間、飛行回数、着陸回数、暦日単位その他の承認を受けた運用寿命の単位のうち該当するもの
4. 構成品に適用される (d) の情報

(f) JMAR MサブパートBに従って耐空性を維持するための業務の管理に責任を負う耐空性維持管理組織は、このJMAR M. A. 305に定める詳細に従って航空機の耐空性の維持の記録を管理し、当局の求めに応じて、当局に当該記録を提示しなければならない。

(g) 航空機の耐空性の維持の記録への全ての内容は、明瞭かつ正確でなければならない。入力事項の修正が必要な場合には、元の入力内容が明確に認識できる形で修正されなければならない。

(h) 運用組織は、所定の期間、次の記録を保存するための制度の確立を保証しなければならない。

1. 航空機及び航空機に取り付けられた運用寿命が定められた構成品に関し、全ての詳細な整備記録：これらの航空機又は構成品の使用を開始した日の翌日から起算して36か月を経過した日後、当該記録に含まれる情報が、その範囲及び詳細において同等の新たな情報によって更新されるまでの間
2. 航空機及び運用寿命が定められた構成品の総使用時間 (時間、暦日単位、使用回数、着陸回数又はその他の運用寿命の単位を利用)：航空機の抹消登録 (航空機の登録に関する訓令 (令和6年防衛省訓令第5号) 第7条に規定する抹消登録をいう。以下同じ。) を受けた日又は構成品の不用を決定した日の翌日から起算して、少なくとも12か月を経過する日までの間
3. 該当する場合には、運用寿命が定められた構成品の前回の定期整備からの使用時間 (時間、暦日単位、使用回数、着陸回数又はその他の運用寿命の単位を利用)：少なくとも構成品の定期整備又はそれと同等の作業範囲及び詳細さの定期整備が行われるまでの間
4. 航空機整備プログラムに係る全ての作業に関し、それらの作業が航空機整備プログラムに適合しているか否かを確認できる最新の記載：少なくとも

- も航空機又は構成品の次の定期整備が実施されるまでの間
5. 航空機及び構成品に適用される耐空性を改善するための指示の最新の実施状況：航空機の抹消登録又は構成品の不用決定の後、少なくとも12か月間
 6. 航空機、発動機、プロペラ及びその他の飛行の安全に不可欠な構成品の改造及び修理の最新の詳細：航空機の抹消登録又は発動機、プロペラ及びその他の構成品の不用決定の後、少なくとも12か月間

M. A. 306 航空機の技術記録

- (a) JMAR M. A. 305の要求事項に加え、運用組織は、各航空機について次の事項を含む航空機の技術記録を使用しなければならない。
 1. 継続的な飛行の安全を保証するために必要な各飛行の情報
 2. 最新の整備作業完了証明
 3. 当局が他の形式による記録の保存を認めた場合を除き、どのような計画整備及び計画外整備が今後予定されているかを示す最新の整備状況
 4. 航空機の運用に影響を及ぼす全ての未完了の異状の是正
 5. 整備の支援の取決めに必要な指示
- (b) 航空機の技術記録の方法及びその改訂は、当局により承認されなければならない。
- (c) 運用組織は、最後の記録の入力日から少なくとも36か月間、航空機の技術記録を保存しなければならない。

M. A. 307 航空機の耐空性の維持の記録の移管

- (a) 運用組織は、航空機を他の運用組織に移管する場合には、JMAR M. A. 305に定める耐空性の維持の記録も移管しなければならない。記録の保存期間についても、新たな運用組織に引き続き適用されなければならない。
- (b) 運用組織は、耐空性の維持の管理の業務について、他の耐空性維持管理組織に委託する場合には、JMAR M. A. 305に定める航空機の耐空性の維持の記録を当該組織に移管しなければならない。
- (c) —

サブパートD 整備標準

(不適用) — JMAR145参照

サブパートE 構成品

(不適用) — JMAR145参照

サブパートF 整備組織

(不適用)

サブパートG 耐空性維持管理組織 (CAMO)

M. A. 701 適用範囲

このサブパートは、航空機の耐空性の維持を管理するための承認又はその維持の承認を受けるために、組織が満たすべき要件を定める。

M. A. 702 申請

- (a) 耐空性維持管理組織としての承認又はその変更の申請は、耐空性維持管理組織承認申請書 (JMAR様式2b) を当局に提出することにより行わなければならない

らない。

(b) 申請には、次の文書を添付しなければならない。

1. 耐空性維持管理組織解説 (Continuing Airworthiness Management Exposition (CAME))
2. 運用組織の航空機整備プログラム
3. 航空機の技術記録
4. JMAR145に定める承認整備組織への委託に係るJMAR M. A. 708の(c)に定める技術的事項 (該当する場合)
5. 当局が要求するその他の文書

M. A. 703 承認の範囲

(a) 耐空性維持管理組織の承認は、当局が耐空性維持管理組織承認書 (JMAR様式14) を交付することによって行う。

(b) (不適用)

(c) 承認を受けた業務の範囲は、JMAR M. A. 704に従って、耐空性維持管理組織解説に記載されなければならない。

(注) 承認の条件は、耐空性維持管理組織承認書 (JMAR様式14) に記載される。

M. A. 704 耐空性維持管理組織解説 (CAME)

(a) 耐空性維持管理組織は、次の情報を含む耐空性維持管理組織解説を定めなければならない。

1. 耐空性維持管理組織が常にJMAR M及び耐空性維持管理組織解説に従って業務を行う旨を確認する声明 (statement) であって、耐空性維持管理組織最高責任者 (Accountable Manager) が署名したもの
2. 組織の業務範囲
3. JMAR M. A. 706の(a)、JMAR M. A. 706の(c)、JMAR M. A. 706の(d)及びJMAR M. A. 706の(i)に示す役職及び氏名
4. JMAR M. A. 706の(a)、JMAR M. A. 706の(c)をJMAR M. A. 706の(d)及びJMAR M. A. 706の(i)に示す全ての者の責任の系統を示す組織図
5. JMAR M. A. 707に示す耐空性検査員 (airworthiness review staff) の名簿
6. 施設の一般的な説明及び所在地
7. 耐空性維持管理組織がどのようにしてJMAR Mとの適合性を保証するかを示す手順
8. 耐空性維持管理組織解説の改訂の手順
9. 承認を受けた航空機整備プログラムの一覧 (JMAR M. A. 302を参照)
10. 業務を委託した組織の一覧 (該当する場合)
11. 耐空性維持管理組織が耐空性の維持の管理を支援する全ての運用組織の名称 (該当する場合)

(b) 耐空性維持管理組織解説及びその改訂は、当局による承認を受けなければならない。耐空性維持管理組織解説及びその改訂のための申請は、整備組織解説・耐空性維持管理組織解説の承認・改訂の承認申請書 (JMAR様式114) を当局に提出することにより行い、耐空性維持管理組織解説の承認は、耐空性維持管理組織解説承認書 (JMAR様式116) を交付することにより行う。

(c) (b)にかかわらず、耐空性維持管理組織解説の軽微な改訂については、間接的な承認の手順を通じて承認を受けることができる。間接的な承認の手順は、当該手順が適用される軽微な改訂を明確に示さなければならない、当該手

順は、耐空性維持管理組織解説の一部として耐空性維持管理組織により作成され、当局により承認されなければならない。

M. A. 705 施設

耐空性維持管理組織は、JMAR M. A. 706に定める人員の業務に適した事務所施設が適切な場所にあることを保証しなければならない。

M. A. 706 人員の要件

- (a) 耐空性維持管理組織は、全ての耐空性を維持するための管理の活動が、JMAR Mに従って、十分な人的、物的資源を与えられ、実施されることを保証するため、組織的権限を有する耐空性維持管理組織最高責任者を指名しなければならない。耐空性維持管理組織が運用組織の一部である場合、当該耐空性維持管理組織最高責任者は、運用組織の全ての運用が、JMAR M. A. 201の(h)に定める基準に基づいて十分な人的、物的資源を与えられ、実施されることを保証するため、運用組織における組織的権限を有する者と同一の者でなければならない。
- (b) (不適用)
- (c) 耐空性維持管理組織は、耐空性維持管理組織がこのサブパートに常に適合していることを保証する責任を有する者を指名しなければならない。当該責任を有する者は、最終的に耐空性維持管理組織最高責任者に対して責任を負わなければならない。
- (d) 耐空性維持管理組織最高責任者は、耐空性維持管理責任者(Continuing Airworthiness Manager)を指名しなければならない。耐空性維持管理責任者は、(c)に従って、耐空性を維持するための活動の管理及び監督に責任を負わなければならない。
- (e) (d)に示す耐空性維持管理責任者は、当局が特に認める場合を除き、当該運用組織の委託先であるJMAR145に定める承認整備組織によって雇用されてはならない。
- (f) 耐空性維持管理組織は、予定されている業務を実施するための適切な資格を有する者を十分に確保しなければならない。
- (g) (c)及び(d)に定める全ての者は、航空機の耐空性の維持に関する知識、経歴及び適切な経験を有することを証明することができなければならない。
- (h) 耐空性を維持するための管理に関わる全ての者の資格は、記録されなければならない。
- (i) JMAR M. A. 711の(a)4. 及びJMAR M. A. 901の(c)2. に従って耐空性検査証明書の有効期間を延長する耐空性維持管理組織は、その権限を有する者を指名し、当局の承認を受けなければならない。
- (j) 耐空性維持管理組織は、JMAR M. A. 706の(a)、JMAR M. A. 706の(c)、JMAR M. A. 706の(d)及びJMAR M. A. 706の(i)に示す者の役職及び氏名を耐空性維持管理組織解説に記載し、及び更新しなければならない。
- (k) 耐空性維持管理組織は、当局が同意した手順及び標準に従って、耐空性を維持するための管理、耐空性検査(Airworthiness Review)又は品質監査(quality audit)に従事する人員の能力を確保し、及び管理しなければならない。

M. A. 707 耐空性検査員

- (a) 耐空性検査を実施するための承認を受けるためには、耐空性維持管理組織は、JMAR MサブパートIに示す耐空性検査証明書又は推薦書(recommendation

）を発行する適切な耐空性検査員を確保しなければならない。

1. これらの耐空性検査員は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(i) 少なくとも5年の耐空性の維持に係る経験を有すること。

(ii) 技能証明訓令第3条に規定する航空従事者技能証明又は航空法（昭和27年法律第231号）第24条に掲げる航空従事者技能証明のうち、該当する資格若しくは航空工学の学位又は同等の適格性を有すること。

(iii) 航空機整備に関する公式の訓練を受けていること。

(iv) 耐空性維持管理組織において適切な職責を有する配置（position）にあること。

(v) (i)から(iv)までにかかわらず、(ii)に定める要件は、(i)で求められる経験に加え、更に5年の耐空性の維持に係る経験をもって代替することができる。

2. （不適用）

(b) 耐空性維持管理組織が指名する耐空性検査員は、監督下で耐空性検査を適切に完了し、当局がその結果を正式に受け入れた場合に限り、耐空性維持管理組織から権限を付与される。

(c) 耐空性維持管理組織は、耐空性検査員が直近において適切な耐空性の維持の管理に係る経験を有することを保証しなければならない。

(d) 耐空性検査員は、耐空性維持管理組織解説に全ての耐空性検査員及び各検査員が実施可能な業務を列挙することにより、特定されなければならない。

(e) 耐空性維持管理組織は、全ての耐空性検査員の記録を維持しなければならない。当該記録には、各検査員の全ての適切な資格の詳細のほか、耐空性の維持の管理に係る経験及び訓練の概要並びに耐空性検査員の権限の写しを含めなければならない。当該記録は、耐空性検査員が耐空性維持管理組織を離れた日の翌日から起算して2年間保存されなければならない。

M. A. 708 耐空性の維持の管理

(a) 全ての耐空性の維持の管理は、JMAR MサブパートCに従って実施されなければならない。

(b) 耐空性維持管理組織は、その管理する全ての航空機について、次のことを行わなければならない。

1. 管理する航空機に適用される最新の航空機整備プログラムを入手可能な状態にし、及び使用すること。

2.

(i) 該当する信頼性管理プログラムを含め、管理する航空機について航空機整備プログラムを作成し、及び管理すること。

(ii) 間接的な承認手続が適用される場合を除き、航空機整備プログラム及びその改訂について、当局に提出し、当局の承認を受けなければならない。この場合において、間接的な承認手続は、耐空性維持管理組織が、耐空性維持管理組織解説に記載し、当局の承認を受けなければならない。

3. 改造及び修理の完了を管理すること。

4. 全ての整備が航空機整備プログラムに従って実施され、JMAR145に従って航空の用に供されることを保証すること。

5. 全ての該当する耐空性を改善するための指示及び耐空性の維持に影響を及ぼす運用上の指示が実施されることを保証すること。

6. 発見又は報告された全ての異状が、JMAR145に定める承認整備組織によっ

て是正されるまで適切に管理されることを保証すること。

7. 整備が、JMAR145に定める承認整備組織のみによって実施されることを保証すること。
 8. 定期整備、耐空性を改善するための指示の実施、運用寿命が定められた部品の交換及び構成品の検査を相互に調整し、それらの作業が適正に実施されることを保証すること。
 9. 全ての耐空性の維持に係る記録を管理し、及び保存すること。
 10. 重量及び重心位置に関する文書が航空機の最新の状況を反映していることを保証すること。
 11. 該当する場合、対称性検査に関する文書 (symmetry check statement) が航空機の最新の状況を反映していることを保証すること。
 12. 事象発生報告で明示された必要な是正措置及びフォローアップ活動を開始し、及び調整すること。
- (c) JMAR145に定める承認整備組織への整備の委託がなされる場合、その契約又は取決めは、JMAR M. A. 301の(a)2.、JMAR M. A. 301の(a)3.、JMAR M. A. 301の(a)5.、JMAR M. A. 301の(a)6. 及びJMAR M. A. 301の(a)8. に定める機能について詳細を明示するとともに、JMAR M. A. 712の(b)の品質管理システムに係る支援の内容について特定しなければならない。

M. A. 709 文書

- (a) 耐空性維持管理組織は、JMAR M. A. 708に示す耐空性の維持の作業の実施のため、JMAR145. A. 45に従って、該当する最新の整備資料が入手可能であり、かつ、これを使用しなければならない。整備資料は、適切な契約又は依頼が行われている場合、運用組織、自衛隊型式証明書の保有者その他JMAR21に定める組織（該当する場合に限る。）によって提供される。この場合において、耐空性維持管理組織は、JMAR M. A. 714で要求される場合を除き、委託期間中に限り、当該整備資料を入手することができればよい。
- (b) （不適用）

M. A. 710 耐空性検査

- (a) JMAR M. A. 901に示す航空機の耐空性検査のための要件を満たすため、耐空性維持管理組織は、次のことが適切に行われていることを確認するため、航空機の記録を検査しなければならない。
1. 機体、発動機及びプロペラの飛行時間、関連する飛行回数、着陸回数並びに当局が要求するその他の耐空性に関する情報が適切に記録されていること。
 2. 飛行規程及び当局が要求するその他のマニュアルが、航空機の形態に沿ったものであり、最新の改訂を反映していること。
 3. 航空機整備プログラムに基づき実施することとなっている全ての航空機の整備が実施されていること。
 4. 全ての確認されている異状が是正されるか又はその未完了が許容される場合には、定められた方法に従い持ち越されていること。
 5. 該当する全ての耐空性を改善するための指示が実施され、適切に記録されていること。
 6. 実施された全ての改造及び修理が記録され、JMAR M. A. 304に適合していること。
 7. 航空機に搭載されている運用寿命が定められた全ての構成品が適切に識別され、記録され、及び承認を受けた運用寿命を超えていないこと。

8. 全ての整備がJMAR145に従って完了の証明がされていること。
9. 重量及び重心位置に関する文書が航空機の形態を反映しており、有効であること。
10. 航空機が、当局の承認を受けた最新の型式設計に適合していること。
11. (不適用)
12. 必要に応じ、対称性検査結果報告書が、航空機の形態を反映しており、有効であること。

この耐空性検査は、全て記録されなければならない。

- (b) 耐空性維持管理組織の耐空性検査員は、航空機の実地検査を実施しなければならない。当該実地検査に関し、当該航空機を整備することができる技能証明を有せず、JMAR145. A. 35に従って整備作業完了証明員の権限を与えられていない耐空性検査員は、これら技能証明及び権限を与えられた者によって補助されなければならない。
- (c) 耐空性検査員は、航空機の実地検査により、次のことを確認しなければならない。
 1. 全ての必要なマーキング (marking) 及びプラカード (placard) が適切に設置されていること。
 2. 航空機が、飛行規程及び当局が要求するその他のマニュアル又はそのいずれかに適合していること。
 3. 航空機の形態が、承認を受けたデータに適合していること。
 4. 対処されることが合理的に期待できない明らかな不具合がないこと。
 5. 航空機と(a)の記録の検査との間に不整合が認められないこと。
- (d) JMAR M. A. 901の(a)にかかわらず、耐空性検査の実地検査を航空機の実地整備及び点検中に実施できるようにするため、毎年の耐空性検査の実施時期を変更することなく、耐空性検査は、現に有する耐空性検査証明書の有効期間の満了日から最大90日前倒しをすることができる。
- (e) 耐空性検査証明書 (JMAR様式15b) の発行又は耐空性検査証明書 (JMAR様式15a) の交付の推薦書の発行は、次の要件を全て満たす場合に限り行うことができる。
 1. 耐空性維持管理組織に代わって、JMAR M. A. 707に従って適切に権限を付与された耐空性検査員による場合
 2. 耐空性検査が完全に実施され、飛行の安全を損なうと考えられる不適合がないと認められる場合
- (f) 発行された又は有効期間が延長された耐空性検査証明書の写しは、発行された日又は延長された日の翌日から起算して10日以内に当局に送付されなければならない。
- (g) 耐空性検査証明書に係る全ての業務は、権限を与えられた耐空性検査員によって完了され、監督され、及び管理されなければならない。
- (h) (不適用)

M. A. 711 耐空性維持管理組織の特権

- (a) JMAR MサブパートGに従って承認を受けた耐空性維持管理組織は、耐空性維持管理組織承認書に記載された全ての航空機について、耐空性維持管理組織解説に従い、次のことを行うものとする。
 1. 特定の航空機の耐空性の維持を管理しなければならない。
 2. (不適用)
 3. 耐空性の維持の管理に係る業務の一部について、次のいずれかの要件を満たす他の組織に委託することができる。

(i) 委託元の耐空性維持管理組織の品質管理システムの下で業務を実施すること。

(ii) JMAR MサブパートGの承認を受けた耐空性維持管理組織として業務を実施すること。

上記のいずれの場合においても、いずれの組織が実施したかにかかわらず、委託元又は依頼元の耐空性維持管理組織が、耐空性の維持の管理に関する全ての責任を負うものとする。また、全ての委託先又は依頼先の組織は、委託元又は依頼元の耐空性維持管理組織承認書に記載されなければならない。

4. JMAR M. A. 901の(f)の条件の下で、耐空性検査証明書の有効期間を延長することができる。

(b) 耐空性維持管理組織は、耐空性維持管理組織承認書に記載された全ての航空機について、JMAR M. A. 710に示す耐空性検査を追加的に実施することができるほか、次のことを行うことができる。

1. 耐空性検査証明書を発行し、JMAR M. A. 901(c)2.の条件の下で有効期間の満了に際し、その有効期間を延長すること。

2. 耐空性検査証明書の発行の推薦書を当局に提出すること。

(c) (不適用)

(d) 耐空性維持管理組織は、JMAR M. A. 708の(b)2.に基づき、耐空性維持管理組織承認書に記載された全ての航空機に関し、該当する信頼性管理プログラムを含め、JMAR M. A. 302の航空機整備プログラムを作成し、及び管理しなければならない。

M. A. 712 品質管理システム

(a) 耐空性維持管理組織は、このサブパートの要件を満たし続けることを保証するため、品質管理システムを確立するとともに、航空機の耐空性を保証するために必要な手順への適合性及び当該手順の妥当性を監視するための品質管理者 (Quality Manager) を指名しなければならない。適合性の監視業務には、必要に応じて是正措置が取られることを保証するため、耐空性維持管理組織最高責任者への報告制度 (feedback system) を含めなければならない。

(b) 品質管理システムは、JMAR MサブパートGの活動を監視し、少なくとも次の機能を含まなければならない。

1. JMAR MサブパートGの全ての活動が、承認を受けた手順に従って実施されていることを監視すること。

2. 委託された全ての整備が、契約又は依頼に従って実施されていることを監視すること。

3. JMAR Mの要件への継続的な適合性を監視すること。

(c) これらの活動の記録は、当該記録が作成された日の翌日から起算して少なくとも2年間保存されなければならない。

(d) 組織が複数の組織承認を受けている場合には、それぞれの品質管理システムを統合することができる。

(e) 耐空性維持管理組織の品質管理システムは、当局が別に承認する場合を除き、運用組織の品質管理システムの一部を構成するものでなければならない。

(f) (不適用)

M. A. 713 耐空性維持管理組織の変更

- (a) 耐空性維持管理組織は、JMAR Mに継続的に適合していることを当局が確認することができるよう、次に掲げる変更のいずれかを行おうとする場合には、実際に変更を行う前に、当局に変更案を通知しなければならない。
1. 耐空性維持管理組織の名称
 2. 耐空性維持管理組織の所在地
 3. 耐空性維持管理組織の他の所在地
 4. 耐空性維持管理組織最高責任者
 5. JMAR M. A. 706の(c)に定める全ての者
 6. 承認に影響を及ぼす施設、手順、作業範囲及び人員
 7. 耐空性維持管理組織承認書の内容に影響を及ぼすその他の変更
- (b) 耐空性維持管理組織最高責任者に事前に知らされなかった人員の変更については、変更の把握後速やかに当局に通知しなければならない。

M. A. 714 記録の保存

- (a) 耐空性維持管理組織は、実施した耐空性の維持の管理に関する活動の全ての詳細を記録しなければならない。耐空性維持管理組織は、JMAR M. A. 305が要求する航空機の耐空性の維持の記録及び該当する場合には、JMAR M. A. 306が要求する航空機の技術記録を保存しなければならない。
- (b) 耐空性維持管理組織は、JMAR M. A. 711の(b)に示す特権を有する場合、それぞれの耐空性検査証明書及び推薦書の写しを全ての関連文書と共に保存しなければならない。更に、耐空性維持管理組織は、JMAR M. A. 711の(a)4.に示す特権の下で耐空性検査証明書の有効期間を延長した場合は、延長した証明書の写しを保存しなければならない。
- (c) 耐空性維持管理組織は、JMAR21サブパートPに基づき当局が発行した飛行許可書その他関連する全ての文書を保存しなければならない。
- (d) 耐空性維持管理組織は、航空機の抹消登録を受けた日の翌日から起算して少なくとも2年間は、(b)及び(c)に示す全ての記録の写しを保存しなければならない。
- (e) 記録は、損傷、改ざん及び盗難から確実に保護される方法で保存されなければならない。当該記録は、保存期間中、判読及び利用が可能な状態にしておかなければならない。
- (f) バックアップに使用する全てのコンピュータ・ハードウェアは、作業用データの保存場所とは異なる場所で、良好な状態が維持される環境に保存されなければならない。
- (g) 航空機の耐空性の維持の管理が他の耐空性維持管理組織に移管される場合には、保存されている全ての記録も新たな耐空性維持管理組織に移管されなければならない。記録の保存期間は、新たな耐空性維持管理組織に引き継がれなければならない。
- (h) 耐空性維持管理組織は、その業務を停止する場合、当局による別の指示がある場合を除き、運用組織が関連する航空機の運用を継続する場合には、保存している全ての記録を運用組織に移管しなければならない。

M. A. 715 承認の継続的な有効性

- (a) 耐空性維持管理組織の承認の有効期間は、無期限とし、次の全ての条件を満たす限り、効力を有し続けるものとする。
1. 耐空性維持管理組織が、JMAR Mに適合していること及び当局からの指摘事項に対応し適切に対応すること。
 2. JMAR Mに継続的に適合していること確認するため、当局が耐空性維持管

理組織に対する監査等を行えること。

3. 承認が放棄され、又は取消されていないこと。

(b) 耐空性維持管理組織は、承認を放棄した場合又は承認が取り消された場合には、耐空性維持管理組織承認書を当局に返納しなければならない。

M. A. 716 当局による耐空性維持管理組織に関する指摘事項

(a) 耐空性維持管理組織は、当局による監査に係る指摘事項を通知された場合には、次のことを行わなければならない。

1. 不適合の根本原因を特定すること。

2. 是正措置の計画を策定すること。

3. 当局が要求する期間内に、当局が納得できる是正措置を実施したことを証明すること。

(b) レベル1 指摘事項とは、安全水準の低下につながり、飛行の安全に深刻な影響を及ぼすJMAR Mの要件への重大な不適合をいう。レベル1 指摘事項の程度に応じ、耐空性維持管理組織による有効な是正措置が取られるまでの間、当局は、直ちに完全な若しくは部分的な承認の取消し、制限又は一時停止を行うものとする。

(c) レベル2 指摘事項とは、安全水準の低下につながり、飛行の安全に深刻な影響を及ぼす可能性のあるJMAR Mの要件への不適合をいう。

(d) 耐空性維持管理組織がJMAR M. A. 716の(a)に定める是正措置を実施しない場合、当局は、完全な又は部分的な承認の一時停止を行うものとする。

サブパートH 整備作業完了証明 (CRS)

(不適用)

サブパートI 耐空性検査証明書 (MARC)

M. A. 901 航空機の耐空性検査

自衛隊耐空証明の有効性を保証するため、航空機の耐空性検査及び耐空性の維持の記録作業が定期的実施されなければならない。

(a) 耐空性検査証明書は、耐空性検査が満足できる形で完了した場合に、JMAR 様式15a又はJMAR様式15bにより交付されるものとする。その有効期間は、1年間とする。

(b) (不適用)

(c) 耐空性維持管理組織は、適切に承認される場合には、(k)の要件に適合することを条件として、次のことを行うことができる。

1. JMAR M. A. 710に従って耐空性検査証明書を発行すること。

2. 自ら発行した耐空性検査証明書について、その有効期間を2回までそれぞれ1年間延長すること。

(d) 耐空性検査を実施する特権を有しない耐空性維持管理組織により管理されている航空機の耐空性の維持については、耐空性検査証明書は、当局が運用組織からの申請書とともに送付されるJMAR M. A. 711の(b)2.に従って適切に承認された耐空性維持管理組織からの推薦書に基づき、十分な評価を行った上で発行するものとする。この推薦書は、JMAR M. A. 710に従って実施される耐空性検査に基づかなければならない。

(e) (不適用)

(f) 耐空性維持管理組織は、(k)の要件に適合することを条件として、当局又はサブパートGに従って承認された他の耐空性維持管理組織によって交付された耐空検査証明書の有効期間を2回までそれぞれ1年間延長することがで

きる。

(g) (不適用)

(h) (a)、(c)及び(d)にかかわらず、当局は、適切と認めるときに、耐空性検査証明書を確認するための耐空性検査を実施することができる。

(i) (不適用)

(j) 当局が耐空性検査を自ら実施する場合若しくは耐空性検査証明書を自ら発行する場合又はその両方を自ら行う場合、運用組織は、次のものを当局に提供しなければならない。

1. 当局が要求する文書

2. 当局の者が業務を行うための適切な場所における適当な施設

3. 必要に応じ、JMAR145. A. 35に従って適切に権限が与えられた整備作業完了証明員による支援

(k) 耐空性維持管理組織は、航空機が耐空性を有しない証拠又は有しないと信じる理由が存在する場合には、耐空性検査証明書を発行してはならない。

M. A. 902 耐空性検査証明書の有効性

(a) 耐空性検査証明書は、次の場合に無効となる。

1. 耐空性検査証明書が放棄され、一時停止され、又は取り消された場合

2. 自衛隊耐空証明書が一時停止され、又は取り消された場合

3. 航空機の登録が抹消された場合

4. 自衛隊耐空証明の前提となる（自衛隊）型式証明が一時停止され、又は取り消された場合

(b) —

(c) 耐空性検査証明書が放棄され、又は取り消された場合、耐空性検査証明書を当局に返納されなければならない。

M. A. 903 (不適用)

M. A. 904 (不適用)

M. A. 905 当局による耐空性検査の指摘事項

(a) 当局による指摘事項の通知を受領した場合、関係する航空機の運用組織は、次のことを全て行わなければならない。

1. JMAR Mの特定の不適合又はJMAR M. A. 301の(b)に定める他の状況が是正されるまで、指摘事項に関する航空機を航空の用に供しないことを保証すること。

2. 不適合の根本原因を特定すること。

3. 是正措置の計画を策定すること。

4. 当局が要求する期間内に、当局が納得できる水準まで是正措置を実施したことを証明すること。

(b) レベル1 指摘事項とは、安全水準の低下につながり、飛行の安全に深刻な影響を及ぼすJMAR Mの要件への重大な不適合をいう。

(c) レベル2 指摘事項とは、安全水準の低下につながり、飛行の安全に深刻な影響を及ぼす可能性のあるJMAR Mの要件への不適合をいう。

(d) 運用組織は、その責任の下にある他の航空機でも不適合が生じる可能性を考慮し、JMAR M. A. 905の(a)1.に従って適切な措置を行わなければならない。

附属書1 耐空性の維持の取決め

—

附属書2 使用可能保証書（JMAR様式1）

使用可能保証書（JMAR様式1）は、JMAR様式集に含まれる。

附属書3 耐空性検査証明書（JMAR様式15）

MAR様式15a及びJMAR様式15b耐空性検査証明書（JMAR様式15a又はJMAR様式15b）は、JMAR様式集に含まれる。

附属書4 承認整備組織の種類及び限定

（不適用）—JMAR145附属書2を参照すること。

附属書5 整備組織の承認（サブパート F参照）

（不適用）

附属書6 耐空性維持管理組織の承認（サブパートG参照）

耐空性維持管理組織承認書（JMAR様式14）は、JMAR様式集に含まれる。

附属書7 複雑な整備作業

（不適用）

附属書8 航空機保有者である操縦者による限定的な整備

（不適用）